

B★ちゃりグランプリ

特別規則書

本シリーズは、
(株)琵琶湖スポーツランドの公認もとに、B★ちゃりグランプリ特別規則書に沿って開催される。

第1章 総則

- 第1条 大会名称
B★ちゃりグランプリ
- 第2条 オーガナイザーおよび事務局の名称及び住所
オーガナイザー名:(株)琵琶湖スポーツランド
住所:〒520-0363 滋賀県大津市伊香立下龍華町673-1 TEL 077-598-2700
事務局:(株)琵琶湖スポーツランド
- 第3条 開催場所
1 場所:琵琶湖スポーツランド
2 住所:〒520-0363 滋賀県大津市伊香立下龍華町673-1
TEL077-598-2700 FAX077-598-2783
3 コース全長:890m
4 走行の方法:左廻り

第2章 参加申込および参加費

- 第4条 参加申し込み
1 受付期間
参加受付の開始は各開催日の1ヶ月前からといたします。
参加受付締め切りは開催日を含まず**7日前**までとし、
ホームページ上のウェブにて申し込みしてください。
参加料は当日、大会受付にてお支払いください。
電話やFAXでの申し込みは受付できません。
- 2 参加料
大人1名 3,000円(高校生以上)
小中学生1名 2,000円(小学生5年生以上)
(1チームの最大人数は10名までとする、18歳未満だけの参加できません。)

第3章 参加条件

- 第5条 参加条件
1 チームを作るには3名～10名までとし、
18歳未満だけの参加チームは参加できません。
2 小学5年生以上(自転車に乗って地面に足が付く事が条件)
3 心身ともに健康な方。
- 第6条 募集数
50チーム(先着順締め切り)

第4章 参加者の遵守事項

- 第7条 誓約書への署名
本イベントに参加する全ての参加者は、オーガナイザーの要求する参加申込用紙に署名、捺印しなければならない。
- 第8条 参加者の服装
次に参加者の服装は、イベントを安全に行うため装備の一部と見なされる
- 1 ヘルメット:
自転車用ヘルメットが望ましいが、頭がしっかりと覆われているものであれば使用可能とする。
1チームに必ず1つは揃える事

- 2 服装：
半袖、半ズボンでの参加は認められるが、出来る限り皮膚の露出していない服装が望ましい。
- 3 グローブ：
指先が出ているもの及び指先が隠れているグローブを必ず着用すること。
材質については運転に支障のない物を使用すること。
- 4 ヒジパット、膝パット
強く推奨する。

第9条 参加者の厳守事項

- 1 参加者は、主催者や大会役員及び大会参加者の名誉を傷つける様な言動はしてはならない。
- 2 万一事故その他障害が発生した場合、主催者が加入する保険の範囲及び応急処置以外の責任は負えません。各個人、別途傷害保険に加入する事を推奨いたします。
- 3 すべての参加者はレース期間中、オフィシャルの指示に従わなくてはなりません。
- 4 参加者はスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければなりません。
- 5 参加者はレースを妨害するような行動、言動はつつまなくてはなりません。
- 6 許された場所以外での喫煙は禁止となります。
- 7 参加者は、主催者、審査委員会、オフィシャル、全ての競技参加者の名誉を傷つけるような行動、言動を行ってはなりません。

第5章 選手受付・公式車両検査

第10条 参加確認受付

- 1 琵琶湖スポーツランド受付にてAM9:30～AM10:10までの時間内で受付を済ませること。
受付の際に受理書を必ず持参すること。
不備(印鑑、参加費、参加者氏名、住所記載不備等)がある場合、所定の手続きをすること。

第11条 公式車検

- 1 所定の車輛申告書を記入して、チームの代表者1名が自転車をもって車検場にて自転車を確認してもらうこと。
- 2 参加車両規定に基づき、車両検査が行われる。この際規則に合致しない部分がありながらも、車検時に発見されなかった場合であっても、承認を意味するものではない。
競技中にそれに関する疑義が生じた場合はペナルティーの対象となる場合がある。
- 3 公式車検はAM9:30～AM10:20までの間にコントロールタワー1F横の車検場内で行われる。
- 4 車両検査の際、車検委員によって点検、確認を受けるものは次の通りである。
 - 1 出場する自転車
 - 2 チェーンや各部パーツの緩み
 - 3 ブレーキの確認
 - 4 ギア数およびタイヤサイズの確認
 - 5 その他

第6章 車輛に関する事項

第12条 自転車の登録

- 1 本大会出場にあたり自転車の登録は1台までとする。
- 2 小学生の参加者と大人の参加者が同一チームで参加する場合のみ、子供用自転車の登録を認める。

第13条 参加車両

- 1 車両規則
 - (1)原則無改造とし、一般市販状態で使用すること。(カゴ付き)
但し、ハンドルやサドルなど速さに関係のない部分の変更などは認められる。
 - (2)タイヤサイズ・・・27インチまで
 - (3)ギア規制・・・使用不可能とする。
 - (4)アシスト機能・・・電動等の使用不可能とする。

第7章 競技に関する事項

第14条 ライダーの変更や追加

- 1 大会に出場するドライバーの追加・変更は、受付終了時刻までに大会事務局に申し出た場合のみ許される。

- 第15条 競技内容
- 1 公式練習 20分
 - 2 決勝ヒート 2時間(スタートグリッドは先着順とする)

- 第16条 ライダーズブリーフィング
競技説明や諸注意点などが説明されるブリーフィングには必ず出席しなければならない。

- 第17条 スタート方法
スタート方法は信号機によるスタートとする。
(1)第1ライダーはコントロールライン2m後方に整列する。その際のグリッドは先着順とする。
(2)信号機が赤点灯から青点灯に変わった瞬間にレースは開始される。
※信号機が青点灯前にスタートしてしまった場合は、ミススタートとなる。
同じチームが2回ミススタートを繰り返した場合、最後列からのスタートとなる。

第8章 走行中の遵守事項

- 第18条 走行中の厳守事項
- 1 コースはいかなる場合でも逆走してはならない。
 - 2 走行中、参加者が故意に他の走行を妨害してはならない。また明らかに重大な事故の発生が予測できる行為を行ってはならない。

- 第19条 ライダー交代数
ライダー交代数は当該レースの最大参加人数チームに合わせて設定される。(当日発表)
ライダー交代数を守らなかった場合はペナルティーの対象となる。

- 第20条 フラッグの遵守
走行中にオフィシャルより出される旗(フラッグ)は必ず守る事。
守らなかった場合はペナルティーの対象になる場合がある。
(チェッカーフラッグ)
・競技の終了です。ゆっくりとパドックまで戻ってください。
(黄色の旗:イエローフラッグ)
・前方にトラブルのある車両あり。十分注意して走行に望むこと。
・守れなかった場合はペナルティーの対象となる。
(黒字/オレンジ日の丸:オレンジボール)
・車両のトラブルあり・ライダーの装備(服装、グローブ、シューズなど)不備あり。
・一旦PITに戻り、修理などをして再スタートする事。この旗を見落として2周以上走行した場合は黒旗の提示となり、違反の軽度によりタイムストップペナルティーや周回数減算または、当該ヒート失格となります。

第9章 ピットに関する事項

- 第21条 ピットイン、ピットアウト
ピットイン、ピットアウトする際は、挙手により合図すること。

- 第22条 PITエリア
- 1 PITエリアではライダー交代、軽度な作業(チェングリス、エアチェック等)を行う事が認められる。
 - 2 レース中の車両修理
各自のピットエリア内での修理は認められない。
必ず指定された**作業エリア内**で作業をする事。

- 第23条 ピット
- 1 ピットは清潔に保ち、使用後は必ず清掃すること。
 - 2 チームのピットは、必ずピット割り当て表に指定された場所を使用しなければならない。
 - 3 ピットサインを出すためにピットサインエリアに出入りする際は最短距離を横断し、ピットイン・ピットアウト車両に十分注意すること。また、ピット作業エリア及び、ピットサインエリアはクレデンシャルが無い者は立ち入ることは一切出来ないものとし、当該ピットについてはチーム代表者及び、監督は上記のことを責任をもって管理しなければならない。
 - 4 安全確保の為、全ての火気類の使用を禁止する。

第10章 競技の終了

- 第24条 レース終了
- 1 レース終了の合図は、トップの車両がコントロールラインを通過する時にコントロールラインのメインポストでチェッカーフラッグが表示される。
 - 2 決勝レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップのライダーがゴールした後、2分以内に自力で同ラインを通過した自転車とする。

- 第25条 レースの中断及び再開について
- 1 レースの続行が不可能と判断される重大な事故もしくは、危険な状態がレース中に生じた場合には、全ポスト赤旗が掲示されレースは一時中断される。その場合、走行中のライダーは安全なスピードでピットロードに戻ることに。
 - 2 再スタート時のグリッドは赤旗が掲示されピットインしたままの状態での再スタートとなる。尚、2周未満で中断した場合は、元のスタートグリッドからやり直しとなる。
 - 3 2周以上で赤旗により中断された場合で、レース再開が不可能と判断される時は赤旗提示1周前の結果により順位が決定される。

第11章 順位の決定

- 第26条 1 順位
- (1)順位判定はチェッカーフラッグによりトップのライダーからゴールした、自転車の周回数の多い順とする。
 - (2)チェッカーは、本コース上のコントロールラインを通過した場合のみ受けた事となる。
 - (3)チェッカー旗は、原則として規定のレース時間を経過後トップのライダーより表示される。但し、車両の位置に関係なく定められた時間が経過した時点で表示される場合もある。その場合は、チェッカー旗を表示した前周(チェッカー旗表示直前に全車がレース状態でコントロールラインを通過(完了)した周回の順位)にさかのぼり順位を決定する。
- 2 同周回数の場合は先にチェッカーを受けたチームを上位とする。
 - 3 同周回数および同一タイムでチェッカーを受けた場合はチェッカーフラッグが出された1周前のコントロールラインを先に通過したチームを上位とする。それでも同一の場合は2周前(3周前・・・以下同じ)により順位を決定する。

第12章 賞典

- 第27条 賞典
- 1 賞典の内容
 - (1)上位入賞3位までのチームには副賞を与える。

第13章 ペナルティーに関する事項

- 第28条 1 ペナルティー
- ペナルティーには次にあげる種類がある。
- (1)警告
 - (2)タイムペナルティー
 - (3)ラップペナルティー
 - (4)順位降格ペナルティー
 - (5)失格
- (1)警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して課せられる。
 - (2)タイムペナルティーはタイムトライアル中のイエローフラッグ無視等に課せられる。
 - (3)ラップペナルティーは失格にならない程度の違反に対して各ヒートごとに課せられる。
 - (4)順位降格ペナルティーは失格にならない程度の違反に対して各ヒートごとに課せられる。
 - (7)失格は以下の違反の行為にも課せられる。
 - (1)違法または不当に得たアドバンテージ。
 - (2)故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - (3)与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
 - (4)与えられたフラッグサインの無視をした場合。
 - (8)本大会中の違反は競技長より勧告され、大会審査委員会によりペナルティーが課せられる場合がある。
 - (9)大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化したり軽減したりすることができる。

第14章 その他一般事項

第29条 損害の補償およびレンタル品について
参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。

第30条 1 オーガナイザーの権限
オーガナイザーは下記の権限を所有するものとする。
(1)参加申込の受付に際して、その理由を示す事なく拒否することができる。
(2)大会冠スポンサーの広告を参加車両に張付けさせる事ができる。
(3)やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わない場合は参加者の登録、変更について許可することができる。
(4)レースの中止、延期、変更
オーガナイザーは大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の中止あるいは24時間以上延期する場合、参加料は全額返還される。なお、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議をする権利を保有しない。これに対する抗議は一切認められない。
(5)全ての参加者の音声、写真、映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。
(6)公序良俗に反する言動がある参加者に対しては参加受付後であっても参加を拒否する事が出来る。